



2018年4月26日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 (コード番号)	代表取締役社長 8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取締役執行役員 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）に関連して、当社の認識と今後の予想される方向性につきまして、これまでお知らせてきてているところですが、前回のお知らせ以降の状況につきまして、本日までに確認しているところを、以下のとおりお知らせいたします。

記

- タイにおける進展は以下のとおりです。
 - ・破産裁判所は、J トラストアジアが行っていたG Lに対する会社更生の申立てを却下しましたが、J トラストアジアは、この判断を不服として、2018年4月17日に控訴し、受理されております。
 - ・タイ特別捜査局より、以下の説明を受けております。
 - 証券取引委員会による此下益司氏（以下、「此下氏」といいます。）の刑事告発については、検事総長が本件の捜査を共同して担当する検事及び特別捜査局捜査官を任命し、捜査が行われている。
 - J トラストアジアによるG L、此下氏、及び関連当事者の刑事告発を、タイ特別捜査局は受理し、事実確認及び証拠収集のため捜査が行われており、今後、検事総長の検討に付されることになっている。
- 英領バージン諸島における進展は以下のとおりです。
 - ・英領バージン諸島において、J トラストアジアは、A.P.F. Group Co., Ltd.（以下、「APF」といいます。）及び此下氏に対する全世界的資産凍結命令（Worldwide Freezing Order）を取得しております。APF 及び此下氏は、当該資産凍結命令の取消しを求めておりましたが、昨日、裁判所は、かかる取消しの申立てを棄却し、当該資産凍結命令は、訴訟の終了又は裁判所から別途の命令がなされるまで継続することを命じたとする2018年3月20日付けの判決を下しました。

- シンガポールにおける進展は以下のとおりです。
 - ・高等裁判所は、J トラストアジアが、G Lのシンガポール子会社である Group Lease Holdings Pte. Ltd.、此下氏、及びCougar Pacific Pte Ltd（シンガポール所在）に対して取得していた資産凍結命令を解除したため、J トラストアジアは控訴しており、2018年4月16日に、その審尋が行われました。J トラストアジアは、裁判所の判決を待っております。

当社といたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、最大限努めてまいります。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上